平成２５年（フ）第５３４号
神戸市中央区楠町５丁目１番24号　四ツ葉マンション202、従前の住所神戸市兵庫区本町２丁目３番28号　大生マンションＢ202
債務者　宇田川裕紀美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１２－704、前住所神戸市北区有野台６丁目21番地　B36－401
債務者　高田　信一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
愛媛県新居浜市若水町２丁目４番37号、前住所愛媛県新居浜市北新町12番52号
債務者　鈴木　峰治
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８６号
福島県郡山市希望ヶ丘５番10号　市営住宅２－８－605
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
福井県鯖江市杉本町第28号51番地２
債務者　中村実由紀
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
福井県鯖江市平井町第58号５番地６　市住Ｂ－203
債務者　川岸　利江
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
福井県坂井市丸岡町磯部新保第４号16番地10
債務者　篠原　優香
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
大分市大字三佐2422番地
債務者　津守　省吾
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
大分県別府市原町３番23号　薬師寺アパート201号
債務者　後藤　　陣
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７０号
大分県臼杵市大字井村3466番地
債務者　和多田智美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７４号
大分県津久見市大字津久見2213番地
債務者　淺田　純一
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７５号
大分市大字関園926番地の１　有田ハイツＢ101
債務者　實﨑　智紀
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７６号
大分市大字関園926番地の１　有田ハイツＢ101
債務者　實﨑多真美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８６号
大分県由布市挾間町下市452番地
債務者　元内さよ子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９４号
大分県別府市大字北石垣182番地の１　ハピネスⅡＤ６号
債務者　木下　智晶
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１０号
大分県別府市石垣西８丁目１番33－407号吉田屋ビル、従前の住所大分県別府市石垣西５丁目５番23号　佐藤第２アパート２階西
債務者　二宮由美子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６号
富山市緑町２丁目４番１号
債務者　針田知永子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
富山地方裁判所民事部